2016-2017 スケルトン競技 前期 国際競技会派遣選手選考基準

公益社団法人日本ボブスレー・リュージュ・スケルトン連盟

【選考手続】

2016年-2017年スケルトン競技前期国際競技会への派遣選手は、以下に定める選考基準(以下「本選考基準」という。)に基づき公益社団法人日本ボブスレー・リュージュ・スケルトン連盟(以下「日本連盟」という。)競技委員会が選考し(以下「本選考」という。)、資格選考委員会の確認及び理事会の承認を経て決定されるものとする。

【派遣対象競技会】

前期国際競技会とは、国際ボブスレー・スケルトン連盟(以下「国際連盟」という。)の開催する 2016 年-2017 年シーズン(以下「今シーズン」という。)の IBSF World Cup(以下「WC」という。)、Intercontinental Cup(以下「ICC」という。)、Europe Cup(以下「EC」という。)及び North American Cup(以下「NAC」という。)のうち、以下の競技会とする。

- ① WC 第1戦から第2戦まで
- ② ICC 第1戦から第4戦まで
- ③ EC 第1戦から第4戦まで
- ④ NAC 第1戦から第4戦まで
- ※ 今シーズンにおける日本の出場枠数は次のとおりである。

WC (男子 2、女子 1)、ICC (男子 1、女子 1) EC (男子 2、女子 2)、NAC (男子 4、女子 4)

※ 今シーズンにおける上記以後の国際競技会(以下「後期国際競技会」という。)派遣選手

は、後に日本連盟が策定し公表する後期国際競技会派遣選手選考基準(以下「後期選考 基準」という。)に従って選考(以下「後期選考」という。)する。

【選考方針】

- 1. 日本代表として十分な活躍が期待でき、日本連盟が「2018 年平昌五輪に向けたスケルトン競技選手選考計画」において掲げる平昌五輪での目標を達成できる可能性を有する選手又は北京五輪で活躍が期待される次世代を担う有望な選手を選考することとし、具体的には派遣対象競技会ごとに以下の方針に従って選考する。
 - ① WC 平昌五輪での目標(男子6位以内、女子8位以内)を達成する可能性を有する選手及び可能性の有無の見極めが必要な選手
 - ② ICC 上記の平昌五輪での目標を達成する可能性の有無の見極めが必要な選手
 - ③ EC WC・ICCに派遣される選手に準ずる能力を有する有望な選手
 - ④ NAC 国際大会の経験が浅い将来有望な選手
- 2. 「日本連盟登録競技者・スタッフ行動規範」を遵守し、日本連盟を代表するに相応しい選手を選考する。

【評価対象競技会】

本選考における評価対象競技会は次のとおりとする。

① 2015 年-2016 年シーズン (以下「昨シーズン」という。) における WC、ICC、EC、NAC 及び平成 27 年度全日本選手権

- ② 平成28年度全日本プッシュ選手権(平成28年8月7日開催予定。以下「プッシュ選手権」という。)
- ③ 平成 28 年度国際競技会派遣選手選考コンバインドテスト (30m 加速走、立ち幅跳び) (平成 28 年 9 月 10 日開催予定。以下「コンバインドテスト」という。)
- ④ 平成28年度国際競技会派遣選手選考プッシュ記録会(平成28年9月11日開催予定。以下「プッシュ記録会」という。)

【選考基準】

本選考基準は、派遣対象競技会ごとに次のとおりとする。

なお、本選考基準における用語の意味は、次のとおりとする。

- ・「最終リザルト」: 昨シーズンの国際競技会のうち現に当該選手が派遣されたレースの成績に 基づいて、国際連盟の公表する最終ランキングの算定方法と同様の方法によって算定した 順位をいう。
 - ※ 昨シーズン中に複数の国際競技会に派遣された選手については、国際競技会毎に最終 リザルトを算定し、「選出順位表」(別紙 1) における最も上位のランクに相当するも のを当該選手の最終リザルトとする。
- ・「標準プッシュタイム」:

男子標準プッシュタイム 5.40 秒

女子標準プッシュタイム 5.95 秒

- ※ 各選手が標準プッシュタイムをクリアするか否かは、プッシュ選手権又はプッシュ記録会におけるベストタイムによって判断する。
- ・「国内競技会等成績に基づく得点」: プッシュ選手権、コンバインドテスト、プッシュ記録会 及び平成 27 年度全日本選手権における記録又は成績を「選考基準得点表」(別紙 2) に基 づいて算定した得点をいう。
- ・「ジュニア選手」: 平成 28 年 10 月 1 日から平成 29 年 3 月 31 日までの間に 23 歳以下である選手をいう。

1. WC 派遣選考基準

国際連盟の定める WC 出場資格を満たす選手であって、次の(1)に定める派遣対象選手の中から、 日本の出場枠数に満つるまで、(2)に定める選出順位に従って選出する。

(1) 派遣対象選手

- I. 昨シーズンにおける WC 最終リザルトにおいて 12 位以上のランキングを有する者 (「選出順位表」(別紙 1) におけるランク 1・2)
- II. 昨シーズンにおける WC 最終リザルトにおいて 13 位以下のランキング (選出順位表におけるランク 3・5) を有し、かつ、標準プッシュタイムをクリアしている者
- III. 昨シーズンにおける ICC 最終リザルトにおいて 12 位以上のランキング (選出順位表におけるランク 4・6) を有し、かつ、標準プッシュタイムをクリアしている者
- IV. 昨シーズンにおける EC 又は NAC 最終リザルトにおいて 5 位以上のランキング (選出順位表におけるランク 7) を有し、かつ、標準プッシュタイムをクリアしている者

(2) 選出順位

- I. 選出順位表におけるランク1及び2の選手については、昨シーズンにおける WC 最終リ ザルト順位の上位の選手から順に、他の全ての選手に優先して選出する。
- II. 選出順位表におけるランク3及び4の選手については、プッシュ選手権又はプッシュ記

録会におけるベストタイムの早い順に、ランク5位以下の選手に優先して選出する。

III. 選出順位表におけるランク 5 から 7 までの選手については、プッシュ選手権又はプッシュ記録会におけるベストタイムの早い順に選出する。

2. ICC 派遣選考基準

国際連盟の定める ICC 出場資格を満たす選手であって、次の(1)に定める派遣対象選手の中から、 日本の出場枠数に満つるまで、(2)に定める選出順位に従って選出する。

(1) 派遣対象選手

- I. 昨シーズンにおける WC 最終リザルトにおいてランキング (選出順位表におけるランク 1 ~3・5) を有し、かつ、WC への派遣選手に選出されていない者
- II. 昨シーズンにおける ICC 最終リザルトにおいて 12 位以上のランキング (選出順位表におけるランク 4・6)を有し、かつ、WC への派遣選手に選出されていない者
- III. 昨シーズンにおける EC 又は NAC 最終リザルトにおいて 5 位以上のランキング (選出順 位表におけるランク 7) を有し、かつ、WC への派遣選手に選出されていない者
- IV. 平成27年度全日本選手権において男子4位以上、女子3位以上の成績を有している者

(2) 選出順位

- I. 選出順位表におけるランク 1・2 の選手については、昨シーズンにおける WC 最終リザルト順位の上位の選手から、他の全ての選手に優先して選出する。
- II. 選出順位表におけるランク 3・4 の選手については、プッシュ選手権又はプッシュ記録会におけるベストタイムの早い順に、ランク 5 以下の選手に優先して選出する。
- III. 選出順位表におけるランク 5 から 7 までの選手については、プッシュ選手権又はプッシュ 記録会におけるベストタイムの早い順に、ランク 8 以下の選手に優先して選出する。
- IV. 選出順位表におけるランク 8 以下の選手については、プッシュ選手権又はプッシュ記録会 におけるベストタイムの早い順に選出する。

3. EC 派遣選考基準

次の(1)に定める派遣対象選手の中から、日本の出場枠数に満つるまで、(2)に定める選出順位に 従って選出する。

(1) 選考対象選手(次の全てを満たす者)

- I. 選出順位表におけるランク1から7までの選手でないこと(ただし、ジュニア選手を除く。)
- II. 国内競技会等成績に基づく得点のうち、30m加速走及び立ち幅跳びのいずれの種目においても、そのベスト記録が男子については70点以上、女子については62点以上であること
- III. 国内外のコースにおいてトップスタートからゴールまでの滑走経験本数が通算 50 本以上 (時期は問わない) であること

(2) 選出順位

- I. 国内競技会等成績に基づく得点の合計の高い選手から順に選出する。
- II. 国内競技会等成績に基づく得点が同一の選手が複数いる場合は、平成 27 年度全日本選手権の順位の上位の選手から順に選出する。

4. NAC 派遣選考基準

次の(1)に定める派遣対象選手の中から、日本の出場枠数に満つるまで、(2)に定める選出順位に

従って選出する。

(1) 派遣対象選手(次の全てを満たす者)

- I. 選出順位表におけるランク1から7までの選手でないこと(ただし、ジュニア選手を除く。)
- II. ECへの派遣選手として選出されていないこと
- III. 海外競技会への出場経験が3シーズン以下の選手であること
- IV. 国内競技会等成績に基づく得点のうち、30m 加速走及び立ち幅跳びのいずれの種目においても、そのベスト記録が50点以上であること
- V. 国内外のコースにおいてトップスタートからゴールまでの滑走経験本数が通算して 50 本 以上(時期は問わない)であること

(2) 選出順位

- I. 国内競技会等成績に基づく得点の合計の高い選手から順に選出する。
- II. 国内競技会等成績に基づく得点が同一の選手が複数いる場合は、平成 27 年度全日本選手権の順位の上位の選手から順に選出する。

【派遣に関する制限】

本選考基準に則り選出された選手であっても、以下の場合には、国際競技会への派遣が制限され又は取り消される。

- 1. 国際連盟による各派遣対象競技会の出場資格を満たさない場合
- 2. 病気又は怪我により競技に著しく支障があると認められる場合
- 3. 海外競技会への出場経験が3シーズン以下である選手やジュニア選手の派遣において日本人コーチの帯同ができないなど、安全性が確保できないと日本連盟が認める場合
- 4. 上記3以外の選手の派遣において、日本連盟の認める日本人コーチ又は国際連盟の派遣するコーチのいずれの帯同も確保できない場合

【前期国際競技会派遣に関する費用】

費用については、別紙3に従う。

【後期選考に向けての注意事項】

- 1. 後期国際競技会のうち EC 又は NAC への出場を目指す選手は、プッシュ選手権、コンバインド テスト、プッシュ記録会及び平成 28 年度全日本選手権に必ず参加すること。これらに参加して いない選手は、後期選考の対象とならない。
- 2. 後期選考は、プッシュ選手権、コンバインドテスト、プッシュ記録会のほか、前期国際競技会 及び平成 28 年度全日本選手権の記録又は成績を考慮して行われるが、その基準の詳細について は追って公表する。

別紙1

選出順位表

「ランク」欄における国際競技会の順位は、最終リザルトの順位をいう。

	ランク	備考	費用区分
1	WC における 1 位~6 位		A
2	WC における 7 位~12 位		В
3	WC における 13 位~16 位	後期選考により ICC への派遣対象 となる可能性がある。	С
4	ICC における 1 位~6 位	後期選考によりWCへの派遣対象と なる可能性がある。	С
5	WC における 17 位以下	後期選考により ICC 又は EC/NAC への派遣対象となる可能性がある。	С
6	ICC における 7 位~12 位	後期選考により WC 又は EC/NAC への派遣対象となる可能性がある。	С
7	EC 又は NAC における 1 位~5 位	後期選考によりWC又はICCへの派 遣対象となる可能性がある。	С
8	ICC における 13 位以下	後期選考により EC/NAC への派遣 対象となる可能性がある。	С
9	EC 又は NAC における 6 位~10 位	後期選考により ICC への派遣対象 となる可能性がある。	С
10	EC 又は NAC における 11 位以下	後期選考により ICC への派遣対象 となる又は EC/NAC への派遣対象 から外れる可能性がある。	D
11	国内競技会等の成績のみを有する選手	後期選考によりEC又はNACへの派 遣対象となる可能性がある。	D

[※] 前期終了時点のランクに応じて、後期は備考欄記載の入れ替えの可能性がある。

以上

別紙 2

選考基準得点表

	男子					女子				
得点	30m加速 走(秒)	立ち幅跳 び(m)	プッシュ タイム (秒)	全日本選手権(位)	得点	30m加速 走(秒)	立ち幅跳 び(m)	プッシュ タイム (秒)	全日本選 手権(位)	
100	3.55	3.35	5.20	1	100	3.85	3.00	5.75	1	
99	3.56	3.33	5.21		99	3.86	2.98	5.76		
98	3.57	3.31	5.22		98	3.88	2.96	5.77		
97	3.59	3.30	5.23		97	3.89	2.94	5.78		
96	3.60	3.28	5.24	2	96	3.90	2.92	5.79		
95	3.61	3.26	5.25		95	3.92	2.90	5.80		
94	3.63	3.24	5.26		94	3.93	2.88	5.81	2	
93	3.64	3.22	5.27		93	3.94	2.86	5.82		
92	3.65	3.20	5.28	3	92	3.95	2.84	5.83		
91	3.66	3.18	5.29		91	3.97	2.83	5.84		
90	3.68	3.16	5.30		90	3.98	2.81	5.85		
89	3.69	3.14	5.31		89	3.99	2.79	5.86		
88	3.70	3.12	5.32	4	88	4.01	2.77	5.87	3	
87	3.72	3.11	5.33		87	4.02	2.75	5.88		
86	3.73	3.09	5.34		86	4.03	2.73	5.89		
85	3.74	3.07	5.35		85	4.05	2.71	5.90		
84	3.76	3.05	5.36	5	84	4.06	2.69	5.91		
83	3.77	3.03	5.37		83	4.07	2.67	5.92		
82	3.78	3.01	5.38		82	4.08	2.65	5.93	4	
81	3.79	2.99	5.39		81	4.10	2.64	5.94		
80	3.81	2.97	5.40	6	80	4.11	2.62	5.95		
79	3.82	2.95	5.41		79	4.12	2.60	5.96		
78	3.83	2.93	5.42		78	4.14	2.58	5.97		
77	3.85	2.91	5.43		77	4.15	2.56	5.98		
76	3.86	2.90	5.44	7	76	4.16	2.54	5.99	5	
75	3.87	2.88	5.45		75	4.18	2.52	6.00		
74	3.89	2.86	5.46		74	4.19	2.50	6.01		
73	3.90	2.84	5.47		73	4.20	2.48	6.02		
72	3.91	2.82	5.48	8	72	4.21	2.46	6.03		
71	3.92	2.80	5.49		71	4.23	2.44	6.04		
70	3.94	2.78	5.50		70	4.24	2.43	6.05	6	
69	3.95	2.76	5.51		69	4.25	2.41	6.06		
68	3.96	2.74	5.52	9	68	4.27	2.39	6.07		
67	3.98	2.72	5.53		67	4.28	2.37	6.08		
66	3.99	2.71	5.54		66	4.29	2.35	6.09		
65	4.00	2.69	5.55		65	4.31	2.33	6.10		

64	4.02	2.67	5.56	10	64	4.32	2.31	6.11	7
63	4.03	2.65	5.57		63	4.33	2.29	6.12	
62	4.04	2.63	5.58		62	4.34	2.27	6.13	
61	4.06	2.61	5.59		61	4.36	2.25	6.14	
60	4.07	2.59	5.60	11	60	4.37	2.24	6.15	
59	4.08	2.57	5.61		59	4.38	2.22	6.16	8
58	4.09	2.55	5.62		58	4.40	2.20	6.17	
57	4.11	2.53	5.63	12	57	4.41	2.18	6.18	
56	4.12	2.51	5.64		56	4.42	2.16	6.19	
55	4.13	2.50	5.65		55	4.44	2.14	6.20	
54	4.15	2.48	5.66	13	54	4.45	2.12	6.21	9
53	4.16	2.46	5.67		53	4.46	2.10	6.22	
52	4.17	2.44	5.68	14	52	4.47	2.08	6.23	
51	4.18	2.42	5.69		51	4.49	2.06	6.24	
50	4.20	2.40	5.70	15	50	4.50	2.04	6.25	10
0	4.21 以	2.39 以	5.71 以	16 DLL	0	4.51 以	2.03 以	6.26 以	11 以上
0	上	下	上	16 以上		上	下	上	

※30m 加速走のタイムは、スパイクシューズの有無を問わず、記録された最高のタイムを得点化する。

以上

別紙3

前期国際競技会派遣に伴う費用の負担について

前期国際競技会派遣に伴う費用については、前期選考時点における選出順位表(別紙1)の各ランクに応じた費用区分(A~D)に従い、日本連盟がその費用の一部又は全部を負担する。

- ① A 又は B に該当する選手について 派遣対象競技会エントリー費、渡航費を含む交通費(レンタカー費を含む)、宿泊費、保険料、 滑走練習費、トレーニングジム使用費、遠征中の栄養費(食費)及び雑費
- ② Cに該当する選手について 渡航費のみを日本連盟が負担する。 ただし、ジュニア選手については、渡航費及び宿泊費を日本連盟が負担することとし、日本 連盟の予算に応じてさらに支援することができる。
- ③ Dに該当する選手について 全額につき選手の自己負担とする。 ただし、ジュニア選手については、渡航費及び宿泊費を日本連盟が負担することとし、日本 連盟の予算に応じてさらに支援することができる。

以上